

国際武道大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 判定

2022（令和4）年度大学評価の結果、国際武道大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は、2023（令和5）年4月1日から2030（令和12）年3月31日までとする。

II 総評

国際武道大学は、「武道の伝統文化の価値を尊重し、平和構想をあまねく普及すると共に、国際友好親善を深めることにより世界平和を築く」ことを理念に掲げ、「日本武道を主とした内外の指導者の育成を目指し、武道及び体育に関する諸科学を教授研究するとともに、国際的な感覚と高い教養をもち、専門的な知識と技能を体得した人物を養成し、国際社会及び地域社会に寄与し、指導的な役割を果たし得る人材を養成すること」を目的として定めている。また、建学の精神及び大学の目的を達成するため、中・長期計画として「学校法人国際武道大学 中期計画（2021年度～2025年度）」を策定し、武道・スポーツを通じた研究・教育・社会貢献への今後のあり方を示したうえで、教学マネジメントに重点を置いて教育・研究活動の充実に向けて取り組んでいる。

内部質保証については、年度始めに学長が発出する事業計画に基づき、学部・研究科、各部署で目標達成に向けて活動し、その適切性・達成度を自己点検・評価し、『部署別自己点検・評価報告書』にとりまとめ、「大学自己点検・評価部会」に報告し、同部会で全学的な観点から点検・評価し、「内部質保証検討委員会」から改善・向上を指示している。学部・研究科、各部署の点検・評価は報告書にまとめるのみならず、活動報告・今後の方策をヒアリングし、円滑な学内でのコミュニケーションに努めており、大学全体のPDCAサイクルが有効に機能している。今後は、学内の委員会等を都度増設してきたことから、役割・権限の一層の明確化が期待される。

教育については、学部・研究科も学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）や教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいて適切に教育課程を編成しており、カリキュラムの全体構造及び科目間の関連性を示したカリキュラムマップ、科目ごとに授業内容やレベルに応じたナンバリングを付すことによって、学生の体系的・順次的な履修を可能とするよう工夫している。また、2013（平成25）年度よりコース制を導入し、学生が学んだ専門性の体系的・系統的な把握を可能とし、「学びながら選べる」ようコース変更など、履修に一定の柔軟性をもたせた教育課程を編成している。さら

に、学生が学んだ科目の評価・修得した単位数の状況をレーダーチャートで示し、可視化を図るとともに、全学的に通信アプリケーションを導入し、学生との即時的な双方向のやり取りによって、とりわけ新型コロナウイルス感染症拡大の影響下でのリモート講義に役立っている。

優れた取り組みとして、リコンディショニング室を設けて学内のスポーツクラブから学生トレーナーを集め、怪我の予防や怪我を負った際の競技種目への復帰を学生同士でサポートする試みを長く続けており、アスリート学生の競技復帰等を支えるとともに、スポーツトレーナー育成の機会としていることが挙げられる。また、勝浦市と包括協定を締結し、中学校での運動競技における精神面、肉体面、健康面を整えるコンディショニング教室を開催しているほか、心肺蘇生法やAED指導等への指導者・講師派遣によって地域の活性化につながっていることは評価できる。さらに、国外の大学に特任准教授を派遣し、国際的な武道、スポーツ、体育の振興に寄与していることは、高く評価できる。

一方で、改善すべき課題もいくつか見受けられる。まず、学士課程では学習成果の可視化に取り組んでいるものの、研究科では学位授与方針に示した学習成果の把握に取り組んでいないため、学生の学習成果の把握について改善が求められる。次に、学部・研究科において、定員未充足が続いており、更に、入試区分ごとの入学者数に偏りが見受けられるため、適切な定員管理が求められる。

今後は、内部質保証の取り組みを通じてこれらの問題点を解決するとともに、わが国の伝統ある武道・スポーツを専門とし、それらの普及・振興を国際規模で担う大学として、多様な特徴ある取り組みを発展させることで、更なる飛躍を期待したい。

Ⅲ 概評及び提言

1 理念・目的

<概評>

- ① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

国際武道大学は、創立者の「武道の伝統文化の価値を尊重し、平和構想をあまねく普及すると共に、国際友好親善を深めることにより世界平和を築く」という理念、また、「武道精神」という建学の精神のもと、その目的を「日本武道を主とした内外の指導者の育成を目指し、武道及び体育に関する諸科学を教授研究するとともに、国際的な感覚と高い教養をもち、専門的な知識と技能を体得した人物を養成し、国際社会及び地域社会に寄与し、指導的な役割を果たし得る人材を養成すること」と定めている。

体育学部においては、「武道精神を教育理念の柱とし、武道、体育及びスポーツ

の指導者育成を目指した諸科学の教授研究を通して、国際的な感覚や教養を養い、高い専門性を体得し、国際社会及び地域社会において指導的な役割を果たし得る人材を養成すること」を目的とし、体育学科、武道学科の目的をそれぞれ定めている。

武道・スポーツ研究科においては、「本学の建学の精神に則り、武道、スポーツの分野における高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、当該分野の専門的な職業等に必要な高度な知識と実践能力を備え、広く社会に寄与する人材を養成すること」を目的とし、修士課程の目的を「武道・スポーツの分野において、高度な専門的知識や実践能力を有し、優れた研究・開発能力を身につけ、豊かな創造性を発揮することができる専門職業人を養成すること」と定めている。

さらに、これらを信条として「建学訓」にまとめ、「武道によって不動の人生観を体得する」ことを示している。

以上のことから、大学の独自性や特徴を明らかにした建学の精神や理念を踏まえ、関連した大学の目的及び学部・学科、研究科の目的を適切に設定している。

② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

大学の理念・目的及び学部の目的は、学則において定め、研究科の目的については、大学院学則に定めている。

これら大学の理念・目的は、『CAMPUS NOTE (学生便覧)』及び大学ホームページに掲載している。学部・学科、研究科の目的は、大学ホームページを通じて広く社会に公表している。なかでも「建学訓」は、各種印刷物、大学ホームページに掲載するだけでなく大学構内に掲示し、大学行事、式典等において教職員、学生、保護者等とともに唱和することを通じて、その特徴的な建学の理念を周知している。また、1年次必修科目の「現代文明論」において、大学の理念・目的を教授し、国際的また社会的に活躍する卒業生の講話等も加えることで、その現代的意義を具体的に伝えている。

以上のことから、大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則・大学院学則等に適切に明示するとともに、教職員、学生、社会に広く周知している。

③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

2020（令和2）年度に「学校法人国際武道大学 中期計画（2021年度～2025年度）」を策定し、社会の要請、学生の志向性を踏まえた新カリキュラムの設定・運用、教職課程、教育の質保証、単位の実質化への対応、高大接続、武道・スポーツを通じた研究・教育・社会貢献への今後のあり方、情報発信のあり方、また、経営

基盤の更なる安定化に向けた方策を掲げている。同中期計画では、これまでの大学評価（認証評価）の結果に基づき、より内部質保証を重視し、教学マネジメントに力点を置いた取り組みを推進しており、学部・研究科のあり方について長期的な視点で検討する「将来構想検討会議」のもとに「IBU未来創造委員会」を設置し、その作業部会として「未来のIBU検討部会」及び「未来の組織・機構検討部会」を配し、大学の長期的な展望について継続的に検討できる体制を整えている。

以上のことから、大学の理念・目的、学部・研究科における目的を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期計画を適切に定めるとともに、実施するための組織体制の整備を着実にやっている。

2 内部質保証

<概評>

① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

「国際武道大学内部質保証検討委員会規則」に基づき、「内部質保証の方針」を定めている。同方針では「建学の精神及び教育目標に基づき、高等教育機関としての質を保証するため、教育・研究に関する諸活動について適切な水準を維持し向上させる」ことを内部質保証の目的としている。また、同システムを有効的に機能させるために、「求める教員像・教員組織」「大学学部・大学院の卒業認定」や「教育課程の編成・実施」など6項目を重点項目と位置付け、これらに関する中・長期計画の策定・立案における基本方針を定めている。なお、同方針は、「内部質保証システム概念図」とともに、大学ホームページに掲載し、広く公表している。

内部質保証の手続については、同方針において「現状を把握するとともに、到達目標の妥当性、評価項目、評価の視点等を定期的に検証しながら、当該項目の点検・評価を行い、効果の上がっている事項についてはその維持・向上に努め、改善すべき事項についてはその方策を検討するなど、PDCAサイクルを機能させ、内部質保証システムの強化を図る」とし、「内部質保証システム概念図」に「内部質保証検討委員会」と学部・研究科、事務部門、各種委員会とが役割分担しながら運用していくことを明示している。各部署は毎年の点検・評価を『部署別自己点検・評価報告書』にまとめ、「内部質保証検討委員会」及び「大学自己点検・評価部会」において検証したうえで、「内部質保証検討委員会」で改善策を策定・実行することとしている。

以上のことから、内部質保証の方針及び手続を設定し、学内での共有はもとより、大学ホームページにおいて公表している。

② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

内部質保証の推進や自己点検・評価の実施にあたり「国際武道大学自己点検・評

価規程」(以下「自己点検・評価規程」という。)を制定し、「内部質保証検討委員会」のもとに「大学自己点検・評価部会」を設置している。内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織は、学長のもとに設置した「内部質保証検討委員会」であり、同委員会は、学長、副学長、研究科長、学部長、学生支援センター長、事務局長、学長室長及び総務課長で構成している。

「大学自己点検・評価部会」は、自己点検・評価のあり方や実施に関する事項、評価基準等について検討している。ただし、同部会の構成員について、「内部質保証検討委員会規程」において学長、教職員のなかから学長が任命した者、その他学長が必要と認めた者としており、学長がリーダーシップを取って進める体制としているものの、点検・評価の客観性を担保する観点から検討することが望まれる。

このほか、大学の意思決定に関わる会議体として大学の将来計画、管理・運営等について審議する「運営委員会」や教授会があり、教員人事について審議する際には「運営委員会」のもとにある「人事部会」、ハラスメントの防止等の審議については「ハラスメント対策部会」が関わるなど、多数の学内委員会・部会が関与して大学の質保証に取り組んでいる。今後は、これらの会議体の内部質保証での役割等をより一層明確にすることが期待される。

③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)について適切に策定し、大学ホームページで公表している。3つの方針の見直しにあたっては、2016(平成28)年に公布された中央教育審議会大学分科会の「三つのポリシーの策定及び運用に関するガイドライン」や「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」を参考に、学内の各委員会で原案を策定し、最終的に「内部質保証検討委員会」にて審議し、学長が決定している。

内部質保証の活動として、学長から年度初めに発出される事業計画に基づき、各部署等においては目標達成に向けて取り組んでいる。その結果を毎年度『部署別自己点検・評価報告書』としてまとめ、「大学自己点検・評価部会」へ提出し、同部会が全体をとりまとめ、大学ホームページにて公表するなど、適切な手続に従って実施している。

「内部質保証検討委員会」は、原則として毎週開催しているほか、必要に応じて臨時で行っている。毎年8月から9月にかけては、各部署に対して事業計画や予算編成に関するヒアリングを実施し、PDCAサイクルが適切に機能しているか、全学的な教学マネジメントが有効に機能しているかについて検証を行っている。各部署は「現状の取り組み及び年度事業計画書」を作成しており、これに基づき、定期的に点検・評価を行い、その結果に基づく改善・向上を計画的に実施している。引き続き、各部署における自己点検・評価の実施体制や、各部署の改善・向

上のための取り組みに対する内部質保証推進組織からの支援機能の強化を期待したい。

内部質保証及び自己点検・評価活動の客観性と妥当性を高めるため、必要に応じて学外者と意見交換を行っている。ただし、学外者による意見交換は「必要に応じて」行うこととなっており、こうした意見交換や学外者による外部評価活動の方針について、より明確に定めて定期的・継続的に実施することが望まれる。

認証評価機関等からの指摘事項への対応については、当該大学では設置計画履行状況等調査に係る指摘事項はなく、認証評価機関からの指摘事項に対しては、2015（平成27）年度に本協会による大学評価（認証評価）を受け、その結果で指摘された事項について改善に取り組み、本協会へ改善報告書を提出している。

なお、「内部質保証検討委員会」が意欲的に内部質保証の推進に取り組んでおり、有効に機能していると判断できるものの、複雑化する学内組織の整理や各委員会の権限や役割を明確化することが望まれる。

④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

教育研究活動について教育情報の公表として、法令により定められている事項を大学ホームページで公表している。教職課程を設置していることから教員の養成の状況に関する情報、自己点検・評価結果に関する『部署別自己点検・評価報告書』や、本協会の第2期大学評価（認証評価）における『点検・評価報告書』及び改善報告書等のほか、財務情報についても同ホームページで公表している。

教育情報の更新・管理については、学長室のもとに「情報システム課」を設置し、速やかに更新をしており、概ね適切に行っているものの、大学ホームページでは、「教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画」「就職の状況」「教員の養成に係る教育の質の向上に係る取り組み」について学部での数値・取り組みは公表しているが、研究科の専修免許に関する数値・取り組み等について掲載がないため、公表が望まれる。

⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

「自己点検・評価規程」に基づき、全学的なPDCAサイクルを機能させ、定期的な内部質保証のための適切性、有効性を確保するため、毎年、部署別に自己点検・評価を実施し、『部署別自己点検・評価報告書』としてまとめ、大学ホームページで公表している。くわえて、「内部質保証検討委員会」が、毎年度8月から10月にかけて行う各部署の次年度事業計画及び予算編成ヒアリングにおいて、改善・向上へのサイクルを強化するための恒常的な自己点検・評価システム及び全学的な教

学マネジメントが適切に機能しているかについて検証している。このように、内部質保証システム自体の点検・評価は、各部署においてPDCAサイクルが適切に実行されているかをベースに行っており、学長のガバナンスに基づき適切に大学運営をしていることで評価している。

くわえて、勝浦市と包括協定を結び、3つのポリシー及び教育研究活動の適切性の点検・評価等に関して、客観的視点を取り入れるため、2018（平成30）年度に外部評価を実施した。これに関し、得られた意見に対しての対応表を示しているが、根拠に基づいて内部質保証システムの適切性、有効性を示す取り組みには至っておらず、IRの体制整備とあわせて、継続的に取り組むことが期待される。

以上のことから、全学的な内部質保証の仕組みのなかで定期的な点検・評価、改善・向上に資する取り組みを行っていると判断できるが、点検・評価及びその結果に基づく改善・向上のプロセスや成果を証明する根拠資料・情報を明確にすることが望まれる。

3 教育研究組織

<概評>

① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

体育学部には武道学科、体育学科の2学科、武道・スポーツ研究科の1研究科、別科として武道専修課程及び附属武道・スポーツ科学研究所を設けている。学部においては、系統的履修を具体化するため、2013（平成25）年度に武道学科に9コース、体育学科に6コースのコース制を設置した。武道・スポーツ研究科には武道・スポーツ専攻を置き、武道・スポーツ文化領域、健康・スポーツ科学領域、武道・スポーツ指導領域の3領域の科目群に分類している。学生自身の個別の目的・学修方針に合わせ、3領域から自由に組み合わせた専門科目を履修することで、領域を横断する学修を行いながら、高度な知識・実践能力を育む仕組みとなっている。

別科として設置している武道専修課程では、外国人留学生を受け入れ、指導者として世界に送り出すために武道実技の基礎、日本語を教授しており、国際社会に寄与する点から、大学の理念・目的に即した組織であるといえる。

附属武道・スポーツ科学研究所は、武道・スポーツに関わる事項について、武道・スポーツ文化の伝承や競技力向上のための方法などの研究を行う組織であり、学部・研究科の研究支援も行っている。また、学部・研究科の授業、トレーナー活動の場としても活用している。

以上のことから、大学の理念・目的を具現化するための組織として、その設置状況は適切である。

- ② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究組織の適切性に関する点検・評価について、毎年、研究科・学科ごとに研究科委員会、「学科会議」で自己点検・評価を行い、『部署別自己点検・評価報告書』を作成している。これをもとに、「内部質保証検討委員会」が学科長、研究科長とヒアリングのうえ、学長が策定した次年度に向けた大学の目標・計画に基づき改善の指導等を行い、全学的な視点から検証している。

組織が向上した一例として、2018（平成30）年に「スポーツ局」（現・武道・スポーツセンター）を設置したことが挙げられる。同局は、スポーツ教育・社会貢献活動をより効率化するため、これまでの業務分掌型の組織から情報を一括管理し、横断的に共有して、迅速に行動に移すことができるレイヤー型の組織となっている。運用に伴い、課題が出ていることも大学自らが認識しているため、今後、課題の解決とともに同組織の機能向上が期待される。

以上のことから、教育研究組織の適切性について点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っている。

4 教育課程・学習成果

<概評>

- ① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

体育学部における学位授与方針は、「幅広い教養と専門的知識を修得し、種々の事象に柔軟に対応できる能力を発揮するとともに、武道、体育及びスポーツを通じて社会を豊かにすることができる」ことと定めている。また、習得すべき知識、技能、態度等の学習成果は、「国際社会・地域社会の発展に寄与することができる」「武道、体育及びスポーツに関する様々な課題に対し、幅広い教養と国際的感覚を持ち、主体的に判断し対応することができる」「武道、体育及びスポーツに関する専門知識を修得し、体育学における諸事象を論理的・実践的に表現できる」「コミュニケーション能力、リーダーシップ、チャレンジ精神を身につけ、社会を豊かにするための適切な行動ができる」及び「新たな課題を解決する論理的思考力を持ち、他者と協力・協調し、社会を豊かにしようとする意欲と行動力を身につけている」ことと定めている。

武道・スポーツ研究科における学位授与方針は、「武道、体育及びスポーツの分野において、高度な専門的知識や実践能力を有し、優れた研究・開発能力を身につけ、豊かな創造性を発揮することができる」ことと定め、習得すべき専門職業人として必要な知識、技法、態度を、「国際社会・地域社会の発展に寄与することができる」「武道、体育及びスポーツにおける高度で専門的な学術の理論及び応用力を有している」「コミュニケーション能力、リーダーシップ、チャレンジ精神を持ち、

広く社会に寄与することができる」及び「専門分野で習得した知識や技能に基づき、科学的・学問的な視点から事象を捉え、新たな課題を発見・解決し、未来に向かって創造的知見を発信できる能力を有している」ことと定めている。

以上のように、学部・研究科の学位授与方針は、大学の建学の精神、理念・目的に沿う形で定めており、それぞれ大学ホームページ、『CAMPUS NOTE』「履修の手引き」において適切に公表している。

② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

体育学部において、教育課程の編成・実施方針を「国際的な感覚と高い教養並びに武道、体育及びスポーツの専門的な知識と技能を修得するため」のカリキュラムを編成・実施するとし、次の4つの方針を定めている。すなわち、「建学の精神を理解するための基幹科目を設置」すること、「学びながら自分の専門性を選択していく『学びながら選ぶ』カリキュラム」の編成、『大学教育と社会との連携』に重点を置いた教育プログラムの設置「実習や演習等を多用した教育プログラムの充実を図る」ことである。

武道・スポーツ研究科において、教育課程の編成・実施方針を「武道、体育及びスポーツの分野において、高度な専門知識を形成する能力を養い、種々の事象に柔軟に対応できる実践的能力を発揮することにより、社会を豊かにすることができる人材を育成するため」とし、次の5つの方針を定めている。すなわち、「基幹科目を設置し、国際社会・地域社会の一員として、倫理的・社会的能力、創造力及び判断力等を養うための知識、経験を育む」こと、「武道、体育及びスポーツに関する専門領域を適切に区分し体系化を図るとともに、領域を横断的に学修できるカリキュラム」の構築、「高度な専門職業人養成の視点から、実践的応用力を身につけさせるカリキュラム」の構築、「自らの設定した研究テーマについて、指導教員のもとで研究指導を受け、学位論文を作成するために『特別研究』を配置」すること、「複数の教員が論文作成等の研究指導を行う指導体制」の構築である。

学部・研究科ともに、教育課程の編成・実施方針は、学位授与方針と連関させて策定しており、整合性を図っている。これらは、大学ホームページのほか、『CAMPUS NOTE』「履修の手引き」を通じて社会、教職員、学生に適切に公表している。

③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

体育学部においては、学部の教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成している。具体的には、科目区分（初年次教育科目、総合科目、コミュニケーションツール科目、キャリア教育科目、各学科の専門科目、

任意に選択する科目)、科目名、必修科目、選択必修科目、選択科目とそれぞれの単位数を一覧化し、教育課程を学生・教員に体系的にわかりやすく示している。

武道学科、体育学科ともに、初年次教育科目である「現代文明論」「基礎ゼミナール」「キャリアデザインⅠ(スポーツと仕事)」の4単位を必修とし、幅広い教養と豊かな人間性を涵養する総合科目(選択10単位以上)、コミュニケーションツール科目(6単位以上)、キャリアデザイン科目(2単位必修)を配置している。コミュニケーションツール科目では、英語Ⅰ、英語Ⅱに加え、武道学科では「英語で伝える武道文化Ⅰ」「英語で伝える武道文化Ⅱ」を、体育学科では「英語で伝えるスポーツ文化Ⅰ」「英語で伝えるスポーツ文化Ⅱ」をそれぞれ必修とし、英語以外でもスペイン語、フランス語、中国語、ハンガルの授業を配置しており、武道・スポーツのグローバルな発信と受容に対応できるようにしている。

専門科目も同様に、武道学科、体育学科において、「スポーツ・体育学入門」「武道概論」「スポーツ科学概論」「体力トレーニング概論」等(必修16単位)は、両学科共通の科目として配置している。それ以外の専門科目の履修については、2013(平成25)年度よりコース制が導入され、学生が学んだ専門性を体系的・系統的に把握できるようにしている。特定コースの科目を充足することが卒業のための条件となるが、学年進行中においてもコースの変更を可能としている。このように「学びながら選べる」よう、履修に一定の柔軟性をもたせた教育課程にしている。武道学科では9つのコース、体育学科では6つのコースごとにコース必修科目、コース選択必修科目、コース選択科目をその専門性に応じて細かく設定し、修得単位数もそれぞれ決めている。例えば、武道学科武道専修(柔道)コースでは、必修科目として1年次に「柔道術理(基礎)」、2年次に「柔道術理(応用)」、3年次に「柔道術理(発展)」と段階的に配置している。また、体育学科スポーツトレーナーコースでは、必修科目として、1年次に「救急処置法(含む実習)」「スポーツトレーナー実践論」、2年次に「スポーツ外傷・障害論」「コンディショニング論」を開講している。

なお、各科目の配当開始年次をシラバスに示すとともに、科目ナンバリング制を導入し、これによって教育課程の順次性及び体系性を確保している。

武道・スポーツ研究科においては、共通科目、専門科目、演習・指導科目、研究基礎科目、研究指導科目を設定し、必修、選択科目の別と配当年次を体系的に示している。共通科目は、「武道・スポーツ特講Ⅰ」「武道・スポーツ特講Ⅱ」が必修(4単位)となっている。専門科目は、武道・スポーツ文化領域科目(「武道文化論特講」「スポーツ哲学特講」「比較運動文化論特講」等)、健康・スポーツ科学領域科目(「スポーツ心理学特講」「スポーツ医学特講」「トレーニング科学特講」等)、武道・スポーツ指導領域科目(「武道指導方法論特講」「コーチング方法論特講」「武道・スポーツ安全指導論特講」等)の3つに分類し、14単位以上を選択必修とし

ている。これら3つの領域科目（コースワーク）を設定することにより、大学院学生の課題や目的に即した横断的な学修を可能にしている。これらによって得られた専門知識・能力を基盤にしながら、リサーチワークを行う科目として研究基礎科目（「武道・スポーツ特別研究Ⅰ」「武道・スポーツ特別研究Ⅱ」）、研究指導科目（「武道・スポーツ特別研究Ⅲ」「武道・スポーツ特別研究Ⅳ」）を配置している。このようなカリキュラム編成により、広い視野に基づいた深い研究の遂行や修士論文の作成ができるようにしている。

「内部質保証検討委員会」は、毎年策定される事業計画の教育課程編成に関する方針事項について、事前に内容を精査し、方針の適切性について確認を行っている。

以上のことから、学部・研究科においては、教育課程の編成・実施に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成している。

④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うために、1年間に履修登録できる単位の数の上限を設定し、全学的に単位の実質化を図る措置を講じている。2021（令和3）年度入学生から、この上限を引き下げ、履修システムにおいても制限を設けて単位の実質化に努めている。

履修登録時に参照するシラバスは、全学的に統一した様式で作成し、全ての授業科目の内容を大学ホームページで公開している。また、履修システムとも連動し、学位授与方針との関連性及びナンバリング、評価方法を明示し、適切な履修ができるようにしている。シラバスの記載内容の十全性や評価方法の適切性などについては、学部長、学科長の複数教員がチェックを行っている。また、研究科においても、学部と同様の措置をとっており、シラバスのチェックについては、研究科長及び大学院研究科委員会副委員長が行い、「教育課程の編成及び実施に関する方針」と「修了の認定に関する方針」との整合性、評価の適切性を確認している。また、研究科では、研究指導計画について、研究指導フローを、入学時と修士1年の前期・後期、修士2年の前期・後期と学期ごとに履修科目や実施すべき課題（修士論文の課題提出、中間発表会、中間報告書の提出等）として段階的に作成・提示し、各指導教員が適切に指導できるようにしている。

特に、学生の履修に際しては、きめ細かい指導を行っている。オリエンテーション後の最初の履修登録時には、卒業までの単位未充足や資格取得に必要な科目の未履修が生じないよう学生支援センター職員が一人ひとりをチェックしており、単位の未充足、資格関連科目の未履修が生じた際には、個別指導を行っている。最終的な履修登録の完了時までに前期に4回、後期に3回確認作業を行い、きめ細か

な履修指導を行う体制をとっている。

また、学生の主体的参加を促すために、2020（令和2）年度よりポータルサイト上で履修状況の確認、動画配信、課題設定及び提出等ができるアプリケーション「Melly」を導入した。新型コロナウイルス感染症拡大に対応するためのオンライン授業の実施とも重なり、これによって学生からの実技動画のアップロードや教員からのアドバイスなど学生と教員が双方向で行う情報交換が、量的にも質的にも進展した。同アプリケーションの利用が拡大し、利用方法も広がったことで、学生と教員の両者にとっての利便性と学修効果の向上につながった。

「内部質保証検討委員会」には、体育学部長及び武道・スポーツ研究科長が構成員として参加しており、2021（令和3）年度からは教学及び学生支援を管轄する学生支援センター長も参加することで、新たな教育方法や教育の実施、教育の活性化と運営の強化を図っている。

以上のことから、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うために、丁寧な支援・指導と措置を適切に行っている。

⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

学部の成績評価、単位認定については、「国際武道大学試験規則」に基づき行っている。成績評価方法及び基準については、あらかじめシラバスに明示し、レポート、小テスト、期末テスト、平常点等により評価を行っている。複数の教員が関与する授業科目については、教員間で調整を行い、評価の偏りなどが生じないよう、厳正かつ適正な評価ができる措置をとっている。

既修得単位の認定については、成績証明書、単位取得証明書、授業科目名、単位数及びシラバスの確認により厳正に実施している。

学位授与は、対象となる学生全員について、各学科・コースごとに定めた科目領域ごとの必修単位数、総単位数等、全ての要件を充足しているかを履修システム上で確認し、判定を行っている。その結果を「学生支援委員会」「運営委員会」、教授会の順で審議し、学位授与の適切性を担保している。特に必修単位である卒業論文については、4年次全員の論文テーマを教授会において共有することでその適格性について確認し、研究室ごとの発表会及び各研究室代表者による全体発表会を通じて、優秀な論文を評価・表彰している。

研究科の成績評価、単位認定については、大学院学則に基づき、学部と同様に、成績評価方法及び基準をシラバスに示し、レポート、小テスト、平常点で評価を行っている。修了要件、学位論文審査基準、特定課題研究審査基準については、大学ホームページに掲載するとともに、「履修の手引き」にも掲載し、周知を図っている。

また、「内部質保証検討委員会」は、これら成績評価、単位認定及び学位授与に

ついて確認を行い、その適切性を担保している。

以上のことから、成績評価、単位認定及び学位授与については、規則を明確に定め、厳正かつ適切に運用している。

⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

学生の学習成果を把握するため、前期及び後期に、学生が達成度の自己評価を「学修達成度自己評価システム」に入力し、これらの情報を分析している。具体的には、達成すべき指標として「自らのビジョンを明確にし、社会とのかかわりを感じ、教養を身に付けることで、『武道・スポーツ』と『社会』を結びつけるために必要な、基本的素養を涵養する」こと、「体育学の本質を学び、武道・スポーツのちから、楽しさ、可能性を伝え、武道・スポーツを科学し、『武道・スポーツ』と『社会』を結びつける専門的かつ総合的な力を修得する」こと、「高い水準の専門的知識・技術を社会で活かす力を修得する」ことの3つの領域を設定している。さらに、この3つの領域を細分化した達成目標を16項目設定し、カリキュラムマップと整合させている。学生が単位を修得した科目を3領域16項目に分類することにより、学んだ科目の評価及び修得した単位数と達成領域を明らかにし、これらの累積状況と分析結果をレーダーチャートで示し、学習成果の測定及び可視化を行っていることは評価できる。一方で、武道・スポーツ研究科においては、アセスメントポリシーにおいて評価指標のなかから必要に応じて使用するとしており、現状では少人数であることから修士論文又は特定課題研究の成果から学習成果を把握しているとするものの、学位授与方針との連関が明確ではない。今後は、学位授与方針に示した学習成果を大学院学生が修得したかを把握・評価する指標を開発し、学習成果の把握に取り組むよう改善が求められる。

その他、国際武道大学キャンパスライフアンケート、卒業時・卒業後アンケート、企業アンケートを実施し、学位授与方針に示した学習成果の修得に関するデータを収集している。これらのアンケートの結果については、自己点検・評価の一環として活用し、教育課程の内容・方法の改善に用いている。

学生の学習成果に関するデータに基づく評価を実施するため、「内部質保証検討委員会」ではアセスメントポリシーを検討・策定し、2022（令和4）年度からアセスメントポリシーに基づく学習成果の把握・評価に取り組んでいる。具体的には、アセスメントポリシーとして、「アセスメントプランの目的」「アセスメント対象及びその指標」「アセスメントの実施方法」「アセスメント結果を活用し改善に繋げるための仕組み」「成績評価の基準」の5点を定めている。これにより、学位授与方針に示した学習成果の把握・評価に組織的に取り組むとともに、これまでに収集・蓄積した各種データを有機的に関係させ、分析・評価することを可能にしている。なお、アセスメントポリシーは学部のみならず、研究科においても策定し、同様の

取り組みを展開するとしている。

- ⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育課程及びその内容、方法の適切性に関する点検・評価については、体育学部、武道・スポーツ研究科及び「内部質保証検討委員会」で行っている。具体的には、学長の方針・目標・計画に沿って実行した項目に対して、体育学部及び武道・スポーツ研究科においてそれぞれ点検・評価を行い、それに基づき「内部質保証検討委員会」のもとに設置している「大学自己点検・評価部会」が大学全体としての目標の達成度、方法の適切性という観点から点検・評価を行っている。

具体的な改善事例として、2015（平成27）年度、2017（平成29）年度に、教職志望の学生の履修状況と指導者養成という大学の理念に合わせ、一部の資格関連科目（教職科目）を学科専門科目に編入し、卒業単位への算入を可能とした。また、2021（令和3）年度には、質保証の観点から1年間に履修登録できる単位数の上限を引き下げ、卒業までに充足すべき科目区分ごとの単位数の見直しを行った。

教育課程の内容、方法の改善では、「学修達成度自己評価システム」のデータを活用し、学生の自己評価と教員による成績評価の対応関係、履修科目数、履修動向を詳細に分析している。これらは「内部質保証検討委員会」の場で検討され、授業評価アンケートや授業担当者からの意見聴取によりその的確性を検証し、履修指導や教育課程の内容、方法の改善にいかしている。また、これら諸データは、きめ細かな履修指導にも活用することで、退学者や留年生の減少にも寄与している。

以上のことから、教育課程及びその内容、方法の適切性については、定期的に点検・評価を行っている。

- ⑧ 教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させているか。（学士課程（専門職大学及び専門職学科）／大学院の専門職学位課程）

該当なし。

<提言>

改善課題

- 1) 武道・スポーツ研究科においては、学位授与方針に示した学習成果の把握が不十分であるため、学習成果を多角的に把握・評価する指標を開発するよう改善が求められる。

5 学生の受け入れ

<概評>

① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

学生の受け入れ方針を学部・研究科ごとに設定している。それぞれ「求める学生像」「入学者選抜の基本方針」を定め、求める能力、入学希望者に求める水準等の判定方法を明確に示している。特に、学部においては大学入学までに履修しておくことが望ましい教科・科目等について、入学に必要な学習要件を示すことで、入学希望者に理解しやすいよう工夫している。これら学生の受け入れ方針は、『募集要項』、入試ガイドに記載するとともに、大学ホームページで公表している。

学部の学生の受け入れ方針では、求める学生像として主体性、思考力・判断力等の「社会人基礎力」「武道、体育及びスポーツに取り組んだ経験」及び「武道、体育及びスポーツを探究しようとする意欲」を定めているが、これらは教育課程の編成・実施方針、学位授与方針にそれぞれ組み込まれており、整合性がとれている。

研究科においても、求める学生像として「高度な知識や技能」「社会を豊かにしようとする意欲と能力を有する者」を定めているが、これらは教育課程の編成・実施方針、学位授与方針とも整合性がとれている。

以上のことから、学生の受け入れ方針は適切に設定し、公表している。

② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

入学者選抜として、学部においては、総合型選抜、学校推薦型選抜（指定校）、学校推薦型選抜等を実施し、研究科においては一般入試、社会人入試、外国人留学生入試を行っている。例えば、学校推薦型選抜では、武道、体育及びスポーツに関する理解・能力、主体性、思考力等、学生の受け入れ方針と一致した内容を評価し、学生の受け入れ方針に則した受験生を確保するよう努めている。

授業料、その他の費用や経済的支援に関する情報は、『募集要項』、大学ホームページに明示し、オープンキャンパスにおいても説明している。

学部における入試の運営体制として、「入試・広報委員会」を設置し、同委員会が作成した入試実施要項に基づき試験を実施している。合否判定の手続については、入試・広報センターで原案を作成し、「合格候補者選考会議」及び教授会での審議を経て、学長へ上申し、更に学長から理事長へ上申ししている。

総合型選抜、学校推薦型選抜及び学校推薦型選抜（指定校）においては、面接試験での質問内容を事前に学科内で調整し、その内容をもとに各試験委員は面接を実施している。さらに、面接試験、プレゼンテーションにおける評価基準の共通化を図ること、各入学試験前に試験委員を対象とした評価基準の説明会を開催することで、公正な入学者の選抜となるよう努めている。

以上のことから、学生の受け入れ方針に基づき、学生募集や入学者選抜の運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施している。

③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

学部において、単年度ごとに各学科の入学者数を見ると、定員超過・定員未充足に該当する年はあるが、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は、概ね適切に管理している。しかし、収容定員に対する在籍者数比率に関しては、体育学部体育学科で低くなっているため、学部の定員管理を徹底するよう改善が求められる。入試種類別に見た入学定員に対する入学者数比率について、大学として改善すべき課題として認識し、方策の検討を既に開始しているため、今後の改善が期待できる。

武道・スポーツ研究科修士課程においては、2019（平成31）年度以降、定員未充足の状態が続いており、収容定員に対する在籍学生数比率が低いため、大学院の定員管理を徹底するよう改善が求められる。その対策については検討を開始しているため、今後は具体案の検討及び早急な対策の実施が求められる。

④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生の受け入れの適切性に関する点検・評価は、「入試・広報委員会」に設けられたワーキンググループが中心に行い、「入試・広報委員会」で毎年検証している。「入試・広報委員会」で検討した内容を「内部質保証検討委員会」へ提出し、同委員会での審議の後、「運営委員会」、教授会において点検したうえで学部でも検証を行っている。

点検・評価結果に基づく改善・向上の取り組みとして、2020（令和2）年度に一般選抜における試験科目について、ワーキンググループにて検討し、その結果、2021（令和3）年度より入学者選抜の基本方針に合わせ、一般選抜入試科目において実技試験を採り入れたことが挙げられ、今後、その成果が期待される。

以上、学生の受け入れに関する適切性の点検・評価について、「内部質保証検討委員会」の関わりがあることから、「内部質保証検討委員会」が概ね機能し、改善・向上に向けた取り組みを行っているといえる。ただし、今後、「内部質保証検討委員会」「運営委員会」など関係部署の関連性、役割を明文化することが期待される。

<提言>

改善課題

- 1) 体育学部体育学科において、収容定員に対する在籍学生数比率が0.88と低いため、学部の定員管理を徹底するよう改善が求められる。
- 2) 武道・スポーツ研究科修士課程において、収容定員に対する在籍学生数比率が0.35と低いため、大学院の定員管理を徹底するよう改善が求められる。

6 教員・教員組織

<概評>

① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

大学が求める教員像、教員組織の編制方針については、大学ホームページ上で公表している。大学として求める教員像に関しては、建学の精神・大学の目的を理解し、教育目標、学位授与方針の実現に努めるなど大学の理念・目的を実現するための教員像を明確に示している。

教員組織の編制方針は、建学の精神に基づく教育目標、学位授与方針に沿った学生を育成するために4つの方針を掲げ、教員の質的向上を図っている。この方針のなかで、「大学院設置基準及び大学設置基準に則った専任教員配置を行う」と明示しているものの、学部・研究科ごとに教員組織の編制方針を定めておらず、その必要性を大学が認識していることから、計画性を持った今後の策定に期待する。

② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

学部・研究科ともに、大学及び大学院設置基準上必要な専任教員数及び教授数を満たしている。

学部専任教員の年齢構成については、教員組織の編制方針の「教員の年齢が著しく偏ることのないよう配慮していく」に基づき、教員は各年齢層を配置し、大きな偏りは見られないことから、バランスのとれた年齢構成となっている。職位別教員数では、教授職が約半数であり、大学設置基準の定数とほぼ同等である。男女比については、女性教員の割合が低く、2021（令和3）年に公表された学校教育基本調査と比較しても低い。大学として女性教員を増やす必要性を認識しているため、今後は環境を整え、具体的に取り組むことを期待する。

以上のことから、教員組織は概ね適切に整備している。

③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

教員の募集、採用については、「学校法人国際武道大学就業規程」「学校法人国際武道大学教職員採用手続規則」及び「国際武道大学教員資格審査基準規則」（以下「教員資格審査基準規則」という。）に基づき行っている。昇任については、上記の「教員資格審査基準規則」及び「国際武道大学教員昇任基準細則」に則り行っている。

教員の採用及び昇任の資格基準として、教授、准教授、助教それぞれについて、求められる学位、研究業績、教員歴等を示し、「教員資格要件」で定めたポイント制を導入し、総合的、かつ公平な審査を保っている。

採用の手続については、事務局長が「常務理事会」の議案として提出し、「常務理事会」で審議し、その決定は理事長が行うと定めている。昇任の手続については、学部長又は学科長による推薦及び自己推薦を設けており、いずれも所属する学科長へ必要書類を提出し、「常務理事会」での審議を経て、理事長が決定すると定めている。

以上のことから、教員の募集、採用、昇任等は、規程や規則に則し適切に行っている。

④ **ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。**

「内部質保証検討委員会」のもとに「FD部会」を設置し、多様なファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）の研修会を大学全体として開催している。また、学部・研究科ともに教育改善を推進するために毎年学生による授業アンケート評価を行い、各教員が自己分析し、改善点を挙げ、授業改善に取り組んでいる。各教員が示した改善策は「FD部会」に提出し、「FD部会」でも検討することで、授業改善に取り組んでいる。

教育活動、研究活動等の活性化を図る取り組みとして、教員の業績を教員資格審査に活用している。

学部・研究科で共通したテーマを設定し、学部・研究科全体でFD研修会を開催しているが、学部・研究科ごとの教員組織の編制方針を定めただうえで、それぞれに必要な内容を取り扱うFD研修会を開催することが期待される。

研究活動の活性化を図るための取り組み、社会貢献等の教員に求められる諸活動等のFD研修会については、「次期学習指導要領を考える」研究フォーラムや「日本版NCAA大学スポーツ局の設置について」等を行っているものの、教育活動を推進するFD研究会に比べると開催回数が少ないため、今後は研究活動の活性化を図る取り組みなどのFD活動を組織的に展開していくことが望まれる。

⑤ **教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

教員組織の適切性に関する点検・評価については、「人事部会」で行っている。具体的には、2016（平成28）年度より、職位ごとに異なる要件を設け、第三者機関による審査及び「人事部会」による教員資格審査を実施している。この審査では、教員資格審査要件に基づき第三者機関が職位別教員資格要件基準シートを審査し、翌年「人事部会」が審査する手順となっている。資格基準を満たしていない教員に対しては、一定の猶予期間を与え、その期間に改善が見られない場合には、降格する制度を設けている。「内部質保証検討委員会」は、「人事部会」に提案する前

に審査を受ける教員の職位別教員資格要件基準シートを確認している。今後、「教員資格審査基準」を整理し、「内部質保証検討委員会」と「人事部会」の関連性と役割を明確にすることが期待される。

7 学生支援

<概評>

- ① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

「学生の支援に関する方針」として、「学生一人ひとりが正課授業や正課外活動に専念でき、健康で充実したキャンパスライフをおくるための学内環境や生活支援環境などを整備し、建学の精神に基づく人間形成や進路支援を踏まえた実社会への準備段階としての自己の自立を促す支援体制を構築する」を定め、「大学生活全般（修学・生活・就職）の支援」という全般的な項目と付随する「修学支援」「生活支援」「進路支援」の3つの項目に分け、具体的な支援内容を示している。

大学生活全般（修学・生活・就職）の支援として、「国際武道大学後援会と大学が実施する全国展開の支部総会・個別面談会の充実を図り、保護者との連携を密にした大学生活全般の支援を強化する」こと、「1・2年次生においては、クラス担任制度により、各クラスに複数の専任教員を配置する。3年次生には演習担当制度を、4年次生には卒業研究担当制度を採用し、大学生活全般の支援を行う」ことの支援に取り組むことを定めている。

修学支援では、「学生生活を豊かにするためのアメニティスペースの充実を図る」こと、「附属図書館並びに教育環境全般の充実を図る」こと、「学生支援システム等の修学環境を整備する」こと、「運動施設・設備の拡充及び教育・研究環境の一層の充実を図る」こと、「構内の交通環境を整備する」こと、「全学生（学部生、大学院生及び別科生）への修学支援の充実を図る」ことの6つの支援に取り組むことを示している。

生活支援では、「学内奨学金制度及び学費免除制度の充実を図る」こと、「日本学生支援機構などの学外奨学金受給・返済などにおける適切なアドバイスや指導などを実施する」こと、「キャンパスライフを有意義なものとするために、学生の心身をケアする支援体制を充実させる」こと、「IBUハラスメント防止ガイドラインに沿ったハラスメントに関する啓蒙活動を展開する」こと、「学友会クラブ活動に対する支援体制の充実を図る」ことの5つの支援を示している。

進路支援では、「学生のキャリア形成を支援するための科目の設置や、キャリア形成プログラムを提供する」こと、「教職員やキャリアカウンセラーなどによる個別相談等を通じて、学生個々の個性やニーズにあった助言や職業紹介を行う」こと、「学生個々の興味ある分野やニーズにあった進学支援を行う」ことの3つの支

援を示している。

これらの方針は、大学ホームページに建学の精神をはじめとするほかの各種方針とともに公開し、広く社会や関係者に向けて公表していることから、学生支援に関する大学としての方針を適切に明示している。

② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

学生支援の体制は、「学生の支援に関する方針」に示した「修学支援」「生活支援」「進路支援」に基づき多様な取り組みを行っている。

修学支援では、成績不振の学生について、「成績不振学生等に対する個別学習指導対応方針」を定め、これに則して学生の学修状況を把握し、学期初めに個別に履修計画の立案を含む履修指導や履修相談等を行い、計画的な修学等の改善に努めている。また、成績不振だけでなく欠席数が著しく多い学生への個別指導も行っている。そのほか、障がいのある学生については、学生支援センターにて学生の要望をもとに個別に対応しているが、多様な障がいに対応するため、今後は、規程を整備することが望まれる。経済的支援については、外部奨学金として、文部科学省や日本学生支援機構における奨学金を活用している。学内奨学金も充実しており、スポーツに関わる奨学金のみならず、島嶼部からの入学者や私費留学生、入学時成績優秀者を対象とした奨学金制度がある。また、卒業生子女や兄弟姉妹が複数在籍する場合の減免制度も整備するなど、広く受け入れる体制やつながりを大切にした受け入れを行っている。これらの情報は、大学ホームページに公開し、広く公表している。

生活支援では、学生の心身の健康について、学生相談室を設置している。学生相談室の周知を図るために、パンフレットを作成し、全学生に配付するとともに保護者には後援会支部総会で配付している。さらに、健康管理室、学生相談室、コンディショニング室からなる健康管理センターが中心となり、学生及び教職員の健康の保持・増進を図ることを目的とした専門的業務を行っている。ハラスメントの防止については、未然に防止するために必要な規則・規程やガイドラインを策定している。また、ハラスメントに関連する法改正とあわせて見直し・強化を図っている。

進路支援では、学生支援センターにおいてキャリア教育との進路（就職）支援を行っているが、このうち、就職ガイダンスにおいて、保護者からなる組織体である後援会協力のもと、「オヤジ・オフクロのセミナー」や「目で見える営業職」といったイベントを行っている。これは、大学と保護者の連携体制によるものであり、独自性の高い取り組みとして評価できる。

その他、当該大学では、学友会（部活動等）への学生の所属率が極めて高いものとなっており、特に優れた成績を収めた団体への表彰制度等を実施するなど、正課

外活動への充実した支援を展開している。

くわえて、附属武道・スポーツ科学研究所に健康管理室・医務室・リハビリ施設等と一体化したリコンディショニング室を設置し、スポーツトレーナーを目指す学生が整形外科医やアスレチックトレーナー、理学療法士、ストレンクス&コンディショニングコーチ等の資格を有する教員の指導のもと、部活動で競技に取り組むアスリート学生に対し、総合的なサポートをしている。スポーツトレーナーを目指す学生が講習を受けたうえで、リハビリテーション活動やアスリート学生の競技能力向上、怪我からの競技復帰に向けたプログラムを独自に行っており、実践的な学びにつながっている。このように、研究所の研究成果や大学の特性を生かした正課外サポートを充実させていることは、高く評価できる。

以上のことから、学生支援の方針に基づき、学生支援の体制は適切に整備し行っている。

③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

「学生の支援に関する方針」は、大学の全学的方針である「内部質保証の方針」において、内部質保証システムを有効的に機能させるための重点項目6方針のうちの1つの方針として掲げられており、この方針に基づき次の取り組みを実施している。

学生支援センターには「学生支援委員会」とその下部組織の7部会（教務部会、教職課程部会、別科部会、生活向上部会、学生問題対策部会、学友会支援部会、キャリア支援部会）があり、その7部会において関連事項を協議・検討し、「学生支援委員会」に提起している。同委員会はこれを協議・検討し、「運営委員会」及び教授会に上程して、学生支援体制に関して適切な運用を図っている。これら一連のPDCAサイクルを機能させ、その結果を『部署別自己点検・評価報告書』として作成し、継続的な改善及び向上に取り組んでいる。部署別の自己点検・評価の結果を受けて、「学友会支援部会」において2018（平成30）年度から学友会のSNSを学生総務委員が管理・運営したほか、各クラブの代表をゲストに迎えた「IBU学友会ラジオ」を通じて情報発信することなど学生の諸活動の支援拡大に取り組んだ。また、大学院研究科でも大学院学生に授業評価アンケートを実施しており、要望等があった場合は改善を図っている。なお、『部署別自己点検・評価報告書』は全学的組織である「内部質保証検討委員会」のもとに設置した「大学自己点検・評価部会」がまとめ、大学ホームページに公表している。

以上のことから、学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上の取り組みを行っている。

<提言>

長所

- 1) 附属武道・スポーツ科学研究所に健康管理室・医務室・リハビリ施設等と一体化したリコンディショニング室を設け、整形外科医やアスレチックトレーナー、理学療法士、ストレングス&コンディショニングコーチ等の資格を有する教員・看護師により、アスリート学生の怪我・選手としての回復までを総合的にサポートしている。また、スポーツトレーナーを志す学生が講習を受けたうえでアスリート学生へのサポートに携わることで、実践的な学びにつながっており、研究所の研究成果や大学の特性を生かした正課外サポートを充実させていることは評価できる。

8 教育研究等環境

<概評>

- ① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

「教育・研究環境の整備方針」として、「建学の精神に基づく人間形成の環境を基盤とし、国際武道大学ミッション・ステイトメントの実践的継承を通して、より教育・研究がしやすい環境づくりやそれらを支援する施設・設備等の充実を図り、教育・研究・施設設備等の有機的連携を可能とする教育・研究環境を構築する」と定め、大学ホームページで公表している。また、教育研究等環境は、毎年度の予算編成時に理事会で承認された「予算編成の基本方針」に則って、整備することとなっている。

以上のことから、教育研究活動に関して整備方針を定め、明示している。

- ② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

教育・研究環境の整備方針に基づき、学生の学習活動と教員の教育研究活動等に必要な校地・校舎面積を備え、図書館・図書資料等、体育館、その他の施設・設備は、大学及び大学院設置基準を充足しており、適切に整備・管理している。校舎敷地面積、運動場用地、校舎面積、教員研究室、講義室、演習室、実験実習室、情報処理学習施設等の教室についても、教育課程の構成と収容定員に対して必要な質と量を維持・管理し、安全及び衛生環境を確保している。また、健康管理室・レントゲン室・医務室(手術室も含む)と一体化したリコンディショニング室を整備し、特色ある教育研究活動を行っている。

キャンパス内のネットワークに関して、講義棟、学生食堂・附属図書館、大学院生室、学生自習室及び国際交流会館にある多目的スペースにおいて無線LAN環

境を整備している。屋内の無線LAN環境及び学生用パソコンの更新等、「2022年度国際武道大学ICTを活用した授業等を行うための情報ネットワーク環境整備事業（仮称）」に基づき、更なる整備が期待される。

また、情報通信技術（ICT）等の機器・備品として、学生の就学を補助するアプリケーション「Melly」を導入しており、学生と教員とのコミュニケーションなどに有効なツールとなっている。「Melly」による継続的な利用者データの分析やより効果的な活用方策について、検討を行うことが望まれる。

教職員及び学生の情報倫理の確立について、「個人情報保護に関する規程」を制定し、学生に対しては前期・後期開始時のオリエンテーションで情報倫理の教育を行い、教職員に対しては研修を行うなどの取り組みをしている。

以上のことから、教育研究活動に必要な施設及び設備を整備している。

③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料について、「国際武道大学附属図書館規則」に基づき附属図書館では、大学の専門分野である、武道、体育・スポーツ、スポーツ医学及び保健体育教育を中心に収集・整備している。電子媒体については、蔵書検索エンジンやアグリゲータ型のデータベース等を導入し、閉館時でも学内外から利用できるように整備している。座席の収容状況や定期試験期間の開館時間延長など、学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）を整備している。

図書館業務の運営に関して、外部委託（委託職員6名、うち1名が司書資格を保有）しつつ、図書館長と「図書委員会」とが協働で行っている。くわえて、司書資格を有する他部署の専任職員が運営をサポートする役割を担っており、必要に応じて学習支援の充実にも務めている。なお、図書館業務の体制については、新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響もあり、図書館の利用者数が減少していることも踏まえ、大学自身が検討するとしているため、今後とも図書館の運営向上に努めることが期待される。

以上のことから、図書館、学術情報サービスを提供する体制を備え、適切に機能している。

④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

大学院及び学部を含めた大学全体の研究活動について、「国際武道大学附属武道・スポーツ科学研究所」が中心となって推進している。研究活動の充実・活性化を図るための基本的な考え方を「国際武道大学附属武道・スポーツ科学研究所規

程」において、「文化的・科学的見地から総合的な研究を行うと共に、これらの成果を研修、広報を通じて広く普及し、もって、武道・スポーツ文化の伝承及び健康の保持・増進、更には競技力の向上に関する施策や方法を開発し、その応用を発展させることを目的とする」と明示し、運用している。

研究費については、適切に支給し、1年分を限度に持ち越せる仕組みを活用しながら、計画的かつ適切に執行している。同研究所においては、プロジェクト型の研究課題の公募や、「国際武道大学在外研究員及び内国研究員規則」に基づく在外研究員・内国研究員の制度を設けるなど、研究の推進に資する取り組みを行っている。また、附属武道・スポーツ科学研究所のもとに研究支援センターを設置するなど、科学研究費補助金をはじめ各種外部資金の獲得に向けた支援体制を構築している。

研究室の整備や研究時間の確保について、全専任教員に十分な広さの個室を配備して、教員が研究に専念できるよう時間割を作成する時に調整をし、週に1日は授業のない日を設定するなどの対応をしている。

そのほかに、「教育補助学生に関する規程」に基づき、学部教育に関して、演習、実験、実習の授業の教育補助、学生に対する学修上の助言及び相談、その他教育上必要と認める教育補助業務に従事するティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）を配する制度を設けており、授業担当教員からの要望に応じて十分にTAが配置されている。

以上のことから、教育研究活動の促進を図るため、支援する環境や条件を適切に整備している。

⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

研究倫理を遵守するため、「国際武道大学研究倫理規程」「国際武道大学『ヒトを対象とする研究』倫理規則」及び「国際武道大学『動物を対象とする研究』倫理規則」を定め、大学ホームページで公表している。また、「研究支援委員会」のもとに「研究倫理部会」を設置し、「国際武道大学研究倫理部会規則」及び「国際武道大学研究倫理部会審査規則」を定め、研究倫理教育の徹底と研究倫理審査の厳格化に取り組んでいる。

研究倫理教育について、新任教員や大学院学生に対して独立行政法人日本学術振興会のeラーニングの受講を義務付けるとともに、全教員及び関係職員に対し定期的（5年ごと）に受講するよう徹底を図っている。ただし、研究倫理に関しては新しい情報が加わる頻度も高いことから、5年に1度の実施では不十分と判断するため、適切な実施頻度について検討することが望まれる。

また、研究倫理審査については上記の規程・規則に基づき、教員、大学院学生及び学部学生からの申請により、「研究倫理部会」において主査1人、副査2人の審

査会を編成し、審査している。引き続き、より専門性・客観性ある判定を行うため、学外の第三者を含めた体制等について検討することが望まれる。

研究倫理の遵守と不正防止のため、文部科学省による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に則り、「国際武道大学の研究活動における不正行為の防止に関する規程」及び「国際武道大学における研究資料等の保存に関する指針（取扱要領）」を制定し、大学ホームページに公表している。また、研究活動上の捏造、改ざん、盗用等といった不正行為に関する相談・通報を学内外から受け付けるため、研究活動における不正行為相談・通報窓口を設置し、大学ホームページにも掲載している。

以上のことから、研究倫理を遵守するための措置を講じ、概ね適切に対応している。

⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究等環境の整備について、「内部質保証検討委員会」が点検・評価を行っている。施設・設備については、業務を担当する総務課が定期的に調査し、改修・修繕計画及び機器更新計画を立案し、「内部質保証検討委員会」で検討し、中期財務計画等に盛り込み、計画的な改善・向上に向けて取り組むというPDCAサイクルを回している。

また、学生に対して毎年「IBUキャンパスライフアンケート」を実施し、そのなかの「大学の施設・サービスへの要望」に記載された事項について分析し、改善につなげている。

以上のことから、教育研究等環境について点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っている。

9 社会連携・社会貢献

<概評>

① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

大学の「社会連携・社会貢献に関する方針」については、「国際武道大学は教職員並びに学生などの人的資源を主体として、武道、体育及びスポーツの専門的知識・技術などの知的資源や、体育施設・設備などの物的資源を有効に活用することにより、社会との連携を図り、明るく豊かな社会の実現に寄与する」と定め、大学ホームページで社会に公表し、学内でも共有している。その内容を、存在型、地域連携行事型、物的資源活用型、人的・知的活用型、情報提供型、地域安全連携型、

国際交流事業の7つに分類し、それぞれ到達目標を定めている。

また、同方針に基づいて「国際武道大学地域活動協力ガイドライン」を定め、これに基づき地域活動の依頼を受け付け、ボランティアの派遣等を行っている。地域活動の依頼方法及び社会連携・社会貢献活動の現状については、大学ホームページで公表し、随時更新することで、学内だけでなく広く社会で共有している。なお、社会連携・社会貢献に関する方針は、内部質保証の方針の6つの重点項目の1つに掲げており、大学の中・長期計画の策定・立案においても重きを置いている。

以上のことから、社会連携・社会貢献に関する方針を定め、これを明示し社会に適切に公表している。

② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

社会連携・社会貢献に関する方針に沿って、地域社会や学外機関との連携による取り組み、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みについては、次のような形で行っている。

地域社会との連携については、勝浦市をはじめ周辺市町村との連携事業として、「勝浦スポーツコミュニティ」等のスポーツ分野における地域連携行事、勝浦市が主催する「ビッグひな祭り」等への参加・協力、市内及び近隣地域のスポーツ大会への施設の貸し出し、武道・体育・スポーツの指導・相談支援、地域健康づくり事業の実施、公開講座の実施、各種大会への審判員、係員等のボランティア派遣、各種講習会・講演会（安全教育、防犯）への指導者・講師等の派遣などを行っている。また、当該大学は、勝浦市の指定避難所及び避難場所として登録されていることから、災害時には地域を支える基盤となることが想定されており、地域防災のための災害用品・備品の備蓄、水ライフラインやドクターヘリの離着陸への対応などの整備を行っている。くわえて、地元中学校でのコンディショニング教室や心肺蘇生法・AED指導をはじめとする各種講習会や講演会等への指導者や講師等の派遣のほか、大学の学用車を用いた自主防犯パトロール等の多岐にわたる活動を行っている。勝浦市との間には2015（平成27）年に「勝浦市と国際武道大学との連携に関する包括連携」を締結し、2019（平成31）年には協定内容の見直しと再確認を行い、協定を継続している。なかでも成果が見られる事業として「勝浦市健康ハツラツ・フィットネス教室」や「大人の体力測定」が挙げられ、多くの市民が参加している。健康・スポーツ分野への地域貢献だけでなく、防犯や生活分野に関しても取り組み、幅広く地域に貢献している。これらの大学と学生の活動は、大学のある地域の課題を自覚しその解決を目的としており、今後ともその成果が期待できることは高く評価できる。

学外機関との連携については、国内大学間連携、企業やスポーツ機関との連携、

国外の大学との交流がある。国内大学間連携については、2017（平成 29）年に他大学との教育研究活動の振興を目的とした連携協定を締結している。さらに、企業やスポーツ機関との連携では、共同研究、受託研究等の産官学の連携した研究活動や、スポーツ庁からの委託事業などを行っている。国外の大学交流では、複数の大学とスポーツ・学術交流協定を結び、交換留学生だけでなく、短期スポーツ・文化交流や共同研究を推進している。

国際交流では、積極的に大学の教員・学生が海外での活動を展開している点に特徴がある。大学からは、カンボジアにおける運動会・体育支援活動への派遣やハンガリー剣道連盟主催のハンガリー剣道キャンプへの講師派遣等を行っている。また、2017（平成 29）年度、2018（平成 30）年度には、独立行政法人日本スポーツ振興センターより「共生型スポーツの普及支援」を受託し、ヨーロッパ各国において障害者武道講習会を実施している。国外からの受け入れについては、武道・スポーツの短期外国人研修生を継続的に受け入れ、また、諸外国や地域からナショナルチームやトップアスリートも毎年受け入れ、研究生も多く受け入れている。国際化への取り組みとしては、勝浦市との東京 2020 オリンピック・パラリンピックでの事前合宿誘致、「オリンピック・パラリンピックシンポジウム」、「アスリートシンポジウム」のシンポジウム開催やパラスポーツ講習会、ボランティア講習会の開催、オリンピック・パラリンピック時には大会役員ボランティアの派遣を行っている。

以上のことから、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、地域社会や学外機関と連携し多様な取り組みを行い、大学の知識・技術等を社会に適切に還元している。

③ 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

社会連携・社会貢献活動に関する自己点検・評価は、「国際交流部会」及び「地域交流部会」で検討し、両部会から上申された事項については「交流委員会」で協議を行っている。

毎年度の自己点検・評価に基づき、業務の改善、見直しを進め、その結果を『部署別自己点検・評価報告書』にまとめている。こうした自己点検・評価の取り組みにより、別科生や留学生による地域交流活動、国際ボランティアの派遣、国際貢献活動等及び勝浦市と連携協力で行っている地域住民の健康体力づくり事業において活動効果が上がった。また、大学の質向上のための外部機関による点検・評価について勝浦市に協力を依頼し実施している。この結果をもとに、例えば、当該大学が勝浦市の指定避難所等となっていることから防災強化の要望・意見を受け、備蓄品の充実等を図るなど、社会連携・社会貢献に関する改善要望や事項について反映

する体制をとっている。

以上のことから、「国際交流部会」「地域交流部会」「交流委員会」を中心に、社会連携・社会貢献について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けた取り組みを適切に行っている。

<提言>

長所

- 1) 大学が所在する勝浦市と包括協定を締結し、「勝浦市健康ハツラツ・フィットネス教室」や「大人の体力測定」などの健康体力づくり事業、中学校での運動競技における精神面、肉体面、健康面を整えるコンディショニング教室を開催しているほか、心肺蘇生法やAED指導等への指導者・講師を派遣し、地域のスポーツ振興等に寄与している。また、地域の防犯に向けた自主的なパトロール等を実施し、武道、スポーツ、体育の専門性を超えて地域の安全や生活につながる社会貢献を行っている。これら大学と学生の活動は、大学のある地域の課題の解決を目的としており、今後ともその成果が期待できることから、評価できる。

10 大学運営・財務

(1) 大学運営

<概評>

- ① 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

建学の精神に基づき、理念・目的を達成するため、『道』を知り、『道』をひらく」という「ミッション・ステートメント」を制定しており、国際武道大学の約束としている。これに基づき、「管理運営方針」を定め、学内構成員に周知している。また、これらの実現に向けて策定した中期計画では、「将来構想並びに大学院研究科及び大学学部の取り組みについて」「教育支援に関する取り組み」「FD・SDに関する取り組みについて」を含む12の項目について策定している。中期計画は大学ホームページに公表している。

しかし、大学の運営に関する方針の定めがないことから、大学の将来計画を実現するためにも早期に定めることが望ましい。

- ② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

大学運営に関わる組織等については、「学校法人国際武道大学及び国際武道大学管理組織規程」（以下「管理組織規程」という。）及び「学校法人国際武道大学及び

国際武道大学管理組織規程施行規則」(以下「施行規則」という。)において定めている。

学長をはじめとする執行部の権限及び選任方法については、「国際武道大学学長等選任規程」(以下「選任規程」という。)及び「国際武道大学学長等任期規程」(以下「任期規程」という。)に基づき行っている。権限について、学長は、「管理組織規程」において「大学を代表し、大学全般を掌理する」と規定し、また学則では「校務をつかさどり、所属教職員を統督する」と定めており、学長が大学の最高責任者としての職務と権限を有していると示している。副学長は、「管理組織規程」及び学則において「学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」とし、学部長は、「管理組織規程」にて「学長及び副学長の命を受け、学部の教職員を掌理して教育研究に関する事項を掌理する」と定めている。選任方法については、「選任規程」及び「任期規程」において学長、副学長、学部長(役職位者として規程)をそれぞれ適切に定め、選任している。

大学において迅速な意思決定はしているものの、「国際武道大学運営委員会規則」及び教授会において規定する審議事項を踏まえても意思決定における各組織の関係性に齟齬が見られるため、各会議における意思決定のプロセスを明確にすることが望ましい。

③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

予算編成については、「内部質保証検討委員会」において予算編成スケジュールを作成し、学内各部署からヒアリングを行い、中期財務計画に基づいて各部署の予算総枠を決定している。そのうえで、学長が発出する翌年度事業計画書をもとに各部署は予算要求を行うなど、中期的な展望を踏まえた予算編成を行っている。

予算執行については、原則全ての支出に物品購入要望書の提出を求めるとともに、高額支出については稟議書の決裁を義務付けている。

予算執行の効果及び分析については、「内部質保証検討委員会」において、四半期ごとに資金収支計算書を確認することで予算執行の適切性についての検証を行い、透明性を担保している。

以上のことから、予算編成及び予算執行は適切に行っている。

④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

法人及び大学の運営に必要な事務組織については、「管理組織規程」及び「施行規則」において、その組織及び事務分掌を定めている。

職員の採用については、人事課において適正人員を把握したうえで、欠員補充ではなく、組織のスリム化を図るため組織改編や業務の見直しなどを行い、採用人数

や年齢構成を考慮し「常務理事会」において決定している。選考に際しては人事課が行っており、「常務理事会」の議を経て理事長が決裁している。配属については個人の資質等を考慮し決定している。職員の昇任については、「就業規程」で「常務理事会」の議を経て理事長が行うと規定しており、「キャリア・グランドデザイン」に則して行っている。

教職協働については、大学の業務を円滑かつ効果的に遂行するため、事務組織のほかに「運営委員会」をはじめとする委員会及び部会を設置し、それぞれが教員と職員によって構成しており、連携関係を構築している。

職員の業務評価については、2017（平成 29）年度から人事評価制度を導入している。この制度は、人材育成を主な目的としており、個人の目標設定に対する評価であり、これまでに収集したデータから個人の特性を把握し、適切な人員配置についての検証を行っている。

以上のことから、大学運営に必要な事務組織を設け、事務組織は適切に機能している。

⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

教職員の資質向上のため、FD・SD研修会を実施しており、これまでには新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった企画もあったものの、外部講師を招聘し、「スポーツ医科学講習会（女性アスリートのスポーツ医科学サポート）」等を実施した。

また、事務職員を対象としたスタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）研修会を2016（平成 28）年度から開催しており、講師は事務部門の課長や室長が行っている。当日に業務等で参加できない職員は後日、録画したものを視聴しており、全員が受講できるようにしている。FDに関しては「国際武道大学FD部会規則」があるものの、SDに関する規程がないため、今後、規程を設けることが望まれる。

⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

大学運営の適切性に関する点検・評価については、「自己点検・評価規程」を設け、自己点検・評価に関する事項を「内部質保証検討委員会」の下部組織である「大学自己点検・評価部会」で検討している。同部会で検討した点検・評価項目に従い点検・評価する部署を指定し、『自己点検・評価報告書』の作成のみならず、『部署別自己点検・評価報告書』も作成し、「内部質保証検討委員会」において改善策を策定し、実行している。

監査については、私立学校法及び「学校法人国際武道大学寄附行為」の規程に基づき、監事による各年度の業務及び財産の状況についての監査、また、私立学校振興助成法の規程に基づく公認会計士による監査を行っている。

以上のことから、大学運営の適切性について、点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っている。

(2) 財務

<概評>

① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

2019（令和元）年度に大学の理念・目的の達成に向けた将来構想として「学校法人国際武道大学 中期計画（2020年度～2024年度）」を策定している。その後、2021（令和3）年に同計画の見直しを行い、大学を取り巻く社会状況の変化に対応した「学校法人国際武道大学 中期計画（2021年度～2025年度）」を策定している。新たな中期計画において、「事業活動収支における当年度収支差額の均衡」を基本方針に掲げ、「安定した財政基盤の確立と経費削減に向けた取り組み」として、外部資金の獲得や経費削減の施策を示している。

また、中期財務計画として、2020（令和2）年度の実績を踏まえた2028（令和10）年度までの資金収支及び事業活動収支のシミュレーションを作成している。しかし、現時点の中期財務計画では、事業活動収支における当年度収支差額の支出超過が続く見通しとなっているため、収支改善に向けた方策を確実に実行するとともに、その進捗や効果を反映しながら、中期財務計画の見直しを適宜行い、基本方針に沿った財務運営の実現を目指すことが望まれる。

② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

財務関係比率については、「体育学部を設置する私立大学」の平均と比べ、法人全体及び大学部門ともに人件費比率は概ね平均程度で推移しており、教育研究経費比率は高く、事業活動収支差額比率は低くなっている。一方で、貸借対照表関係比率は、純資産構成比率及び流動比率が高く、総負債比率が低いなど、いずれも良好な状況となっている。また、「要積立額に対する金融資産の充足率」は、高い水準で推移していることから、教育研究活動を安定して遂行するために必要な財政基盤を確立しているといえる。

外部資金については、武道・スポーツ科学研究所のもとに研究支援センターを設置し、学外の研究助成等に関して教員へ案内しているほか、2019（令和元）年度からは、「武道・スポーツ科学研究所プロジェクト研究」の公募要領を刷新し、不採

択となった科学研究費補助金の研究課題を対象として、再応募に向けた支援等を行う制度を整備している。中期計画では、財政基盤の安定化に向けて、募金、外部資金の獲得を一層促進することを示していることから、更なる外部資金の獲得に向けた取り組みを行い、その成果につなげることが望まれる。

以 上

国際武道大学提出資料一覧

点検・評価報告書
評定一覧表
大学基礎データ
基礎要件確認シート
大学を紹介するパンフレット

その他の根拠資料	資料の名称
1 理念・目的	【国際武道大学 HP】学校法人国際武道大学寄附行為
	【国際武道大学 HP】国際武道大学学則
	【国際武道大学 HP】国際武道大学大学院学則
	【国際武道大学 HP】建学の精神及び目的
	2021 CAMPUS NOTE (学生便覧)
	学校法人国際武道大学中期計画 (2021 年度～2025 年度)
	「現代文明論」シラバス 国際武道大学 CAMPUS GUIDE 2022 (冊子)
2 内部質保証	【国際武道大学 HP】内部質保証の方針
	国際武道大学内部質保証検討委員会規則
	内部質保証検討委員会委員一覧
	国際武道大学自己点検・評価規程
	国際武道大学自己点検・評価部会規則
	【国際武道大学 HP】3つのポリシー
	内部質保証検討委員会議事要旨 [2016 年 7 月 21 日開催]
	【国際武道大学 HP】部署別自己点検・評価報告書
	2022 年度事業計画及び予算編成に係る各部署ヒアリングスケジュール
	内部質保証検討委員会議事要旨 2021 年 8 月～9 月
	各部署の活動報告と今後の方策等
	【国際武道大学 HP】改善報告書
	【国際武道大学 HP】改善報告書検討結果
	点検・評価に係る勝浦市の参画 (客観的視点の取り入れ)
	勝浦市からの意見に基づく改善に向けた回答一覧
	危機管理対策本部委員一覧
	【株式会社と成長のしくみデザイン研究所 HP】Melly の概要
	【国際武道大学 HP】対面授業を行う科目一覧
	新型コロナウイルスワクチン大学拠点接種実施計画書
	国際武道大学 大学拠点接種 接種者数一覧
	ワクチン接種の様子 (写真)
【国際武道大学 HP】教育研究活動等の状況に関する公表	
【国際武道大学 HP】第 2 期認証評価 点検・評価報告書	
【国際武道大学 HP】学校法人国際武道大学決算等財務情報	
【国際武道大学 HP】アセスメントポリシー	
3 教育研究組織	学校法人国際武道大学及び国際武道大学管理組織規程 別表第 1 組織図
	【国際武道大学 HP】武道学科
	【国際武道大学 HP】体育学科
	【国際武道大学 HP】大学院 武道・スポーツ研究科
	【国際武道大学 HP】別科 武道専修課程
	【国際武道大学 HP】附属武道・スポーツ科学研究所
	【国際武道大学 HP】スポーツ・学術交流協定大学一覧
	交換留学生受入及び派遣一覧 (2016 年度～2021 年度)
	短期外国人研修生受入状況一覧 (2016 年度～2021 年度)

3 教育研究組織	【スポーツ庁 HP】平成 30 年度スポーツ庁委託事業 大学横断的かつ競技横断的統括組織（日本版 NCAA）創設事業（大学スポーツ振興の推進）成果報告書
4 教育課程・学習成果	<p>【国際武道大学 HP】卒業の認定に関する方針（DP）〔体育学部〕</p> <p>【国際武道大学 HP】修了の認定に関する方針（DP）〔大学院〕</p> <p>【国際武道大学 HP】教育課程の編成及び実施に関する方針（CP）〔体育学部〕</p> <p>【国際武道大学 HP】教育課程の編成及び実施に関する方針（CP）〔大学院〕</p> <p>【国際武道大学 HP】履修の手引き〔体育学部〕</p> <p>【国際武道大学 HP】履修の手引き・授業概要（シラバス）〔大学院〕</p> <p>国際武道大学学則 第 24 条（抜粋）</p> <p>【国際武道大学 HP】シラバスシステム〔体育学部〕</p> <p>国際武道大学ポータルサイト トップ画面</p> <p>21 カリ 卒業単位表及びカリキュラム表（武道学科・体育学科）〔2021 入学生用〕</p> <p>19 カリ 卒業単位表及びカリキュラム表（武道学科・体育学科）〔2019～2020 入学生用〕</p> <p>17 カリ 卒業単位表及びカリキュラム表（武道学科・体育学科）〔2017～2018 入学生用〕</p> <p>2020 年度 卒業研究発表会資料</p> <p>「キャリアデザインⅠ・Ⅱ・Ⅲ」シラバス</p> <p>体育学部 卒業要件単位表 21 カリ・19 カリ・17 カリ</p> <p>国際武道大学履修規則</p> <p>ポータルサイト Melly サンプル画面</p> <p>2020 年 9 月 修士論文中間発表会次第</p> <p>2021 年 3 月 修士論文発表会次第</p> <p>大学院 研究指導フロー〔2021 オリエンテーション資料〕</p> <p>【国際武道大学 HP】新型コロナウイルス感染防止に向けた対応・取り組みについて（まとめ）〔ニュース&トピックス 2020 年 4 月 7 日掲載〕</p> <p>【国際武道大学 HP】2020 年度後期の授業について〔ニュース&トピックス 2020 年 9 月 15 日掲載〕</p> <p>【国際武道大学 HP】新型コロナウイルス感染症に関する国際武道大学の対応並びに取り組みについて（まとめ）〔ニュース&トピックス 2020 年 6 月 18 日掲載〕</p> <p>国際武道大学試験規則</p> <p>国際武道大学学則 第 34 条（抜粋）</p> <p>【国際武道大学 HP】国際武道大学大学院学位規程</p> <p>【国際武道大学 HP】国際武道大学大学院学位論文審査基準規則</p> <p>【国際武道大学 HP】国際武道大学大学院特定課題研究審査基準規則</p> <p>学生募集要項〔大学院〕</p> <p>学修達成度自己評価システム(学修成果の可視化)</p> <p>学生の学びの質保証に関する学習成果の把握について〔2020 年 10 月 22 日内部質保証検討委員会議事要旨及び資料〕</p> <p>体育学部 年度別退学・除籍率等一覧</p>
5 学生の受け入れ	<p>【国際武道大学 HP】入学者の受け入れに関する方針（AP）〔体育学部〕</p> <p>【国際武道大学 HP】入学者の受け入れに関する方針（AP）〔大学院〕</p> <p>【国際武道大学 HP】入学者選抜の基本方針〔体育学部〕</p> <p>【国際武道大学 HP】入学者選抜の基本方針〔大学院〕</p> <p>【国際武道大学 HP】学生募集要項・入試要項〔体育学部〕</p> <p>【国際武道大学 HP】入試要項〔大学院〕</p> <p>【国際武道大学 HP】オープンキャンパス</p> <p>オープンキャンパス来場者への配付資料（日程表）</p> <p>国際武道大学入試・広報委員会規則</p> <p>国際武道大学入試部会規則</p> <p>学校法人国際武道大学・国際武道大学 組織図（各種委員会入り）</p> <p>新型コロナウイルス感染症等に罹患した入学志願者の受験機会の確保について（2021 年度入試）</p> <p>新型コロナウイルス感染症等に罹患した入学志願者の受験機会の確保について（2022 年度入試）</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響に伴う選考方法の変更について（2022 年度入試）</p> <p>入試・広報委員会議事録〔2020 年 9 月度〕</p> <p>定例運営委員会議事録〔2020 年 10 月度〕</p> <p>2021 年度総合型選抜受験相談マニュアル</p> <p>2021 年度総合型選抜受験相談記録（様式）</p>

6 教員・教員組織	【国際武道大学 HP】 ミッション・ステイトメント
	【国際武道大学 HP】 大学として求める教員像及び教員組織の編成方針
	2021（令和3）年度 教員所属 [2021年3月10日定例教授会報告事項]
	専任教員の科目担当状況（科目担当率）一覧表（2021年度）
	国際武道大学大学院教員資格審査基準規則
	学校法人国際武道大学教職員給与支給規則
	学校法人国際武道大学就業規程
	学校法人国際武道大学教職員採用手続規則
	国際武道大学教員資格審査基準規則
	国際武道大学教員昇任基準細則
	自己推薦による昇任申請に係る教員資格要件（様式：教授職）
	自己推薦による昇任申請に係る教員資格要件（様式：准教授職）
	自己推薦による昇任申請に係る教員資格要件（様式：助教職）
	国際武道大学FD部会規則
	FD・SD研修会実施状況（2016年度～2020年度）
	【国際武道大学 HP】 学生による授業評価アンケート（2021年度前期）の結果について [ニュース&トピックス 2021年10月29日掲載]
	授業改善取り組み状況一覧
	FDネットワークつばさホームページ
	教員資格審査の基準[2015年5月度 定例教授会報告事項]
	7 学生支援
学生会会則	
2020年度学生会組織図	
国際武道大学学生会所属公認団体管理・指導のガイドライン	
学生会指導者会議の議事録(2019年度～2021年度)	
学生会学生代表者委員会議事録(2017年度～2020年度)	
学生会SNS講習会開催資料	
2020年度松前スポーツ・文化賞受賞者名簿 [2021年1月定例教授会資料]	
新型コロナウイルス感染症に伴う今後の大学運営等の進め方に関する資料	
外国人留学生の奨学金受給状況(2020年度～2021年度)	
成績不振学生等に対する個別学修指導対応方針[内部質保証検討委員会資料 2020年10月8日開催]	
後援会支部総会・個別面談会(2017年度～2019年度)	
後援会支部総会・個別面談会[後援会だよりNo.83号P.4～5]	
後援会「集いの会」開催案内資料(2020年度～2021年度)	
2019年度 JASSO 奨学金学内説明会開催案内（オリエンテーション日程含む）	
奨学金委員会議事録[2020年6月17日開催分]	
国際武道大学家計急変者奨学金規則	
国際武道大学卒業生子女の入学における学費等減免内規	
国際武道大学に兄弟姉妹が複数在籍する者に対する学費等減免内規	
国際武道大学大学院奨学金規則	
【国際武道大学 HP】 学費と減免制度及び奨学金について	
国際武道大学ハラスメント対策・防止規程	
国際武道大学ハラスメント対策部会規則	
国際武道大学ハラスメント調査会内規	
【国際武道大学 HP】 国際武道大学ハラスメント対策・防止ガイドライン	
健康管理センター利用状況(2019年度～2020年度)	
栄養相談利用状況(2019年度～2020年度)	
学生相談室利用状況(2019年度～2020年度)	
学内AED配置マップ	
進路支援イベント実施状況(2016年度～2021年度)	
2019年度千葉県教員採用講座実施概要	
【国際武道大学 HP】 国際武道大学関東地区就職懇談会 2020（令和2）年2月 [ニュース&トピックス 2020年2月13日掲載]	
2019年度新入生交流会	
2019年度大学院授業評価アンケート	
2020年度大学院授業評価アンケート	

7 学生支援	2021 年度委員会所属一覧
	2021 年度学生支援委員会議事録 (2021 年 4 月～2021 年 12 月)
	学友会リーダーズキャンプ開催要項 (2017 年度～2020 年度)
	【国際武道大学 HP】就職概要状況 (結果)
	第 27 回学友会リーダーズキャンプ開催要項
8 教育研究等環境	【国際武道大学 HP】教育研究環境の整備に関する方針
	2021 年度予算編成の基本方針
	国際武道大学個人情報保護に関する規程
	2019 年度オリエンテーション資料
	【国際武道大学 HP】「個人情報保護に関する研修会」 [ニュース&トピックス 2020 年 9 月 2 日掲載]
	国際武道大学情報ネットワークシステム利用倫理規程
	学生食堂「千葉県飲食店感染防止基本対策確認店」認定証
	国際武道大学附属図書館規則
	【国際武道大学 HP】国際武道大学蔵書検索「情報館ウェブ OPAC」
	【国際武道大学 HP】国際武道大学附属図書館
	【国際武道大学 HP】データベース検索ページ
	【国際武道大学 HP】クラウド型電子図書館サービス「ライブラリエ」
	国際武道大学附属図書館委託業務に関する研修 (紀伊国屋書店)
	国際武道大学附属武道・スポーツ科学研究所規程
	2022 年度 武道・スポーツ科学研究所 プロジェクト研究公募要領
	国際武道大学在外研究員及び内国研究員規則
	科学研究費助成事業 (2020 年度～2021 年度)
	受託研究・共同研究 (2016 年度～2021 年度)
	教育補助学生に関する規程
	【国際武道大学 HP】国際武道大学研究倫理規程
	【国際武道大学 HP】国際武道大学「ヒトを対象とする研究」倫理規則
	【国際武道大学 HP】国際武道大学「動物を対象とする研究」倫理規則
	国際武道大学研究倫理部会規則
	国際武道大学研究倫理部会審査規則
	研究倫理教育のための e ラーニングプログラム
	研究倫理審査についての説明
	観血的手法を伴う実験についての研究倫理指針
	研究倫理に関する補足注意
	【国際武道大学 HP】国際武道大学の研究活動における不正行為の防止に関する規程
	【国際武道大学 HP】国際武道大学における研究資料等の保存に関する指針 (取扱要領)
	【国際武道大学 HP】研究活動における不正行為に関する相談・通報窓口
	内部質保証検討委員会ヒアリング資料 (研究支援センター現状の取り組み及び 2022 年度事業計画書)
	【国際武道大学 HP】学生食堂改修工事 [ニュース&トピックス 2021 年 9 月 16 日掲載]
	卒業時アンケート
【国際武道大学 HP】武道・スポーツ研究	
9 社会連携・社会貢献	【国際武道大学 HP】社会連携・社会貢献に関する方針
	【国際武道大学 HP】地域活動協力ガイドライン
	【国際武道大学 HP】地域活動協力一覧
	【国際武道大学 HP】教員免許状更新講習
	【国際武道大学 HP】「勝浦市と国際武道大学との連携に関する包括協定」に基づく中大連携事業 [ニュース&トピックス 2019 年 1 月 9 日掲載]
	勝浦市立勝浦中学校との中大連携 (郷育プロジェクト) [大学広報誌 Way Vol. 40]
	【国際武道大学 HP】健康体力づくり事業
	国際武道大学公開講座開講実績 (2016 年度～2020 年度)
	勝浦中学校心肺蘇生・AED 指導教室
	【国際武道大学 HP】産学官連携事業
	武道等指導充実・資質向上支援事業 (スポーツ庁委託事業 2019 年度～2020 年度)
	東海大学との大学間連携協定書
	【国際武道大学 HP】国際武道大学 I R 研修会 [ニュース&トピックス 2019 年 9 月 30 日掲載]

9 社会連携・社会貢献	勝浦市指定避難場所一覧等
	災害時における地下水の供給に関する協定書及び水ライフライン設備
	ドクターヘリ臨時離着陸場の登録について
	夏期海水浴場安全対策業務
	【国際武道大学 HP】(公財)日本ライフセービング協会との包括協定式 [ニュース&トピックス 2021年4月12日掲載]
	(公財)日本ライフセービング協会との包括協定書
	国際武道文化セミナー (協力:国際武道大学)
	【SFT ホームページ】カンボジアにおける運動会・体育支援
	カンボジアにおける運動会・体育支援 [千葉日報掲載記事 2019年2月17日]
	ハンガリー剣道キャンプ開催要項
	2017年度 SFT「共生型スポーツの普及支援」業務成果報告書
	2018年度 SFT「共生型スポーツの普及支援」業務成果報告書
	【国際武道大学 HP】国際交流プログラム
	スポーツ・学術交流協定書 龍仁大(韓国)他7大学
	龍仁大(韓国)とのプロジェクト研究
	国立体育大学(ハンガリー)とのプロジェクト研究
	勝浦市と国際武道大学との連携に関する包括協定書
	勝浦市と国際武道大学との連携推進連絡協議会会則
	連携推進連絡協議会議事内容等(2020年度～2021年度)
	【国際武道大学 HP】2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた研修会 [ニュース&トピックス 2014年9月23日掲載]
	【国際武道大学 HP】オリンピック・パラリンピックシンポジウム [ニュース&トピックス 2017年1月25日掲載]
	【国際武道大学 HP】アスリートサポートシンポジウム [ニュース&トピックス 2017年3月10日掲載]
	【国際武道大学 HP】シッティングバレーボール研修・体験会 [ニュース&トピックス 2017年7月10日掲載]
2020東京オリンピック・パラリンピックボランティア募集説明会	
【国際武道大学 HP】SD研修「オリンピック・パラリンピックを陰で支えるボランティア」 [ニュース&トピックス 2021年3月15日掲載]	
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	【国際武道大学 HP】管理運営方針
	学校法人国際武道大学及び国際武道大学管理組織規程
	学校法人国際武道大学及び国際武道大学管理組織規程施行規則
	国際武道大学学長等選任規程
	国際武道大学学長等任期規程
	国際武道大学教授会運営規則
	学校法人国際武道大学理事・監事名簿
	学校法人国際武道大学常務理事会運営規則
	【国際武道大学 HP】IBU キャンパスライフアンケート
	学校法人国際武道大学危機管理規程
	学校法人国際武道大学危機管理対策委員会規則
	【国際武道大学 HP】スポーツ医科学講習会(女性アスリートのスポーツ医科学サポート) [ニュース&トピックス 2019年6月12日掲載]
	【国際武道大学 HP】第12回SD研修会 [ニュース&トピックス 2020年9月9日掲載]
	監事による監査報告書 2020年度(令和2)
	監査法人による監査報告書 2020年度(令和2)
	事業報告書 2020年度(令和2)
	学校法人国際武道大学規程集(媒体:CD-R)
10 大学運営・財務 (2) 財務	学校法人国際武道大学中期財務計画(資金収支計算書)
	学校法人国際武道大学中期財務計画(事業活動収支計算書)
	学校法人国際武道大学財務比率表(事業活動収支計算書)
	学校法人国際武道大学財務比率表(貸借対照表)
	科学研究費補助金一覧(2016年度～2021年度)
	共同研究費・受託研究費・受託事業費一覧(2016年度～2021年度)
	プロジェクト研究費一覧(2016年度～2021年度)

10 大学運営・財務 (2) 財務	【国際武道大学 HP】 公的研究費の不正防止への取り組み
	【国際武道大学 HP】 国際武道大学における公的研究費の取り扱いに関する規程
	科学研究費補助金内部監査実施状況 (2019 年度～2021 年度)
	【国際武道大学 HP】 国際武道大学における公的研究費の使用に関する行動規範
	【国際武道大学 HP】 国際武道大学科学研究費助成事業等の各支出費目及び執行に関するルール
	学校法人国際武道大学資産運用規程
	計算書類 2016 年度 (平成 28)
	計算書類 2017 年度 (平成 29)
	計算書類 2018 年度 (平成 30)
	計算書類 2019 年度 (令和元)
	計算書類 2020 年度 (令和 2)
	計算書類 2021 年度 (令和 3)
	2020 年度 (令和 2) 財産目録
	2020 年度 (令和 2) 事業報告書
	監事による監査報告書 2016 年度 (平成 28)
	監事による監査報告書 2017 年度 (平成 29)
	監事による監査報告書 2018 年度 (平成 30)
	監事による監査報告書 2019 年度 (令和元)
	監事による監査報告書 2020 年度 (令和 2)
	監事による監査報告書 2021 年度 (令和 3)
	監査法人による監査報告書 2016 年度 (平成 28)
	監査法人による監査報告書 2017 年度 (平成 29)
	監査法人による監査報告書 2018 年度 (平成 30)
監査法人による監査報告書 2019 年度 (令和元)	
監査法人による監査報告書 2020 年度 (令和 2)	
監査法人による監査報告書 2021 年度 (令和 3)	
5 カ年連続財務計算書類	
その他	学生の履修登録状況 (過去 3 年間)

国際武道大学提出・閲覧用準備資料一覧（実地調査）

	資料の名称
1 理念・目的	学校法人国際武道大学及び国際武道大学管理組織規程施行規則〔抜粋〕別表（第3条関係）
	第1回将来構想検討会議 議事要旨〔2008年6月5日開催〕
	将来構想検討会議 2010年度改革に向けて(2008年7月9日)
	第1回IBU未来創造委員会議事録〔2014年4月11日開催〕
	内部質保証検討委員会議事要旨〔2019年4月18日開催〕
	全国体育スポーツ系大学協議会加盟大学学費等一覧（2020年度）
2 内部質保証	内部質保証検討委員会議事要旨〔2019年8月20日開催〕
	専修免許状取得者における教員への就職状況一覧（大学院）
	スポーツ・学術交流協定書（ハンガリー国立体育大学）
4 教育課程・学習成果	科目統廃合（2012カリ→2013カリ）
	内部質保証検討委員会議事要旨〔2019年8月27日開催ほか〕
	内部質保証検討委員会議事要旨〔2022年7月21日開催〕
	カリキュラム別授業形態割合
	国際武道大学履修規則(2022年2月24日改正)
	2023年度シラバス作成要領
	授業科目成績評価確認願
	国際武道大学学則 第34条(抜粋)
	定例運営委員会議事録〔2020年5月度〕
	単位認定基準
	編・転入学における単位認定の流れ
	2020年4月度教務委員会議事録
	2020年5月度定例教授会議事録
	2021年4月度教務部会議事録
	2021年5月度定例運営委員会議事録
	2021年5月度定例教授会議事録
	国際武道大学アセスメント基本構成表
	学修達成度自己評価システムレーダーチャート（4年次生武道学科）
	学修達成度自己評価システムレーダーチャート（4年次生体育学科）
	ディプロマとの関連性
カリキュラム検討部会議事録〔2020年1月10日開催ほか〕	
5 学生の受け入れ	入試実施要領（2022年度10月総合型選抜）
	学内稟議書（2022年度10月総合型選抜）
	全国高等学校体育連盟 加盟・登録状況（武道種目）
	「平成31年度大学入学者選抜実施要項の見直し」に係るワーキンググループ設置〔入試・広報委員会議事録 2017年7月19日開催〕
	入試検討ワーキンググループ議事要旨〔2020年2月12日開催〕
	入試検討ワーキンググループ議事要旨〔2020年3月6日開催〕
	一般選抜における試験科目の見直し〔入試・広報委員会議事録 2020年3月18日開催〕
	国際武道大学運営委員会規則
	大学院入試に関する改善〔2018年10月度大学院研究科委員会議事録〕
6 教員・教員組織	2021年度教員所属（大学院所属教員）
	国際武道大学FD・SD研修会等実施状況（2016年度～2020年度）
7 学生支援	2022年度オリエンテーション日程表（4月4日2時限目にIBUAT）
	レポートの書き方②：引用および参考文献①（キャリアデザイン1）
	社会が求める能力・スキル 仕事算（キャリアデザイン1）
	第1回数学小テスト（仕事算）
	2021年度 学生相談室利用状況
	国際武道大学 COVID-19 感染者数（累計）

7	学生支援	退学・除籍者数推移一覧
8	教育研究等環境	情報ネットワーク環境整備事業 [2022年1月度情報システム部会 資料]
		無線LAN環境構想案 [2022年1月度情報システム部会 資料]
		「Melly」教員用 遠隔授業での活用マニュアル
		教育補助学生導入状況一覧 (2019～2022年度前期)
		研究倫理審査実施状況(2015～2021年度)
		2023年度施設設備・備品関係予算要望書について
		IBUキャンパスライフアンケート2021 (38頁)
9	社会連携・社会貢献	勝浦市健康ハツラツ・フィットネス教室事業報告書 第19期
		平成31年度(2019)勝浦市「健康ハツラツ・フィットネス教室」日程
		平成31年度(2019)勝浦市「大人の体力測定」
		地域貢献活動 勝浦市からの意見・要望等一覧(回答)2018
		健康づくり関連資格取得者数一覧
		大学への申請のないボランティア活動一覧
		【SFTホームページ】国際武道大学SFT認定事業一覧
		ハンガリー剣道キャンプ概要
		2019年度地域交流活動協力一覧
		2020年度地域交流活動協力一覧
		2021年度地域交流活動協力一覧
		勝浦市からの意見・要望等一覧(回答) [抜粋]
		10
学校法人国際武道大学文書取扱規則		
学校法人国際武道大学会計規程 第8章予算(抜粋)		
キャリアパスグラウンドデザイン(2019.10.7)		
人事評価 目標設定シート(個人)		
人事評価 職務行動評価シート(係長用)		
人事評価制度 概要		
【国際武道大学HP】第13回SD研修会 [ニュース&トピックス2021年4月7日掲載]		
各部署の外部研修会参加状況一覧表		
委員会構成員一覧表		
10	大学運営・財務 (2) 財務	学校法人国際武道大学中期計画(2022年～2026年)
		2023年度武道・スポーツ科学研究所プロジェクト研究公募要領
その他		内部質保証検討委員会議事要旨 [2020年8月25日開催]
		内部質保証検討委員会議事要旨 [2020年8月27日開催]
		内部質保証検討委員会議事要旨 [2020年9月1日開催]
		ハンガリー国際協力の派遣教員数及び交換留学生数
		SPORT FOR TOMORROW 国際武道大学 事業内容及び参加人数(2017年度～2021年度)
		2021年度入学生カリキュラムマップ(武道学科、体育学科)
		2021年度国際武道大学「卒業時アンケート」集計結果
		国際武道大学大学院 修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)
		国際武道大学大学院学位論文審査基準規則
		国際武道大学 武道・スポーツ科学研究所 「武道・スポーツ研究 第1号」(現物)
		国際武道大学 武道・スポーツ科学研究所 「武道・スポーツ研究 第2号」(現物)
		全体面談(1)学長プレゼンテーション資料
		個別面談(1)国際武道大学におけるIRの推進(説明資料)
		武道・スポーツ科学研究所 プロジェクト研究一覧(2019年度～2022年度)